

農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行細則をここに公布する。

令和元年6月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第7号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号。以下「法」という。）の施行について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令（令和元年政令第22号）及び農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則（令和元年農林水産省令第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(書類の提出)

第2条 次の各号に掲げる届出等は、それぞれ当該各号に定める様式を、当該農業用ため池の所在地を所管する土地改良事務所又は香川県小豆総合事務所の長（以下「所長」という。）に提出することにより行うものとする。

- (1) 法第4条第1項又は法附則第2条第1項の規定による届出 第1号様式
- (2) 法第4条第2項前段又は法附則第2条第2項の規定による届出 第2号様式
- (3) 法第4条第2項後段の規定による届出 第3号様式
- (4) 法附則第2条第4項の規定による通知 第4号様式
- (5) 法第7条第4項の規定による申出 第5号様式
- (6) 法第8条第1項の規定による許可の申請又は同条第3項の規定による協議 第6号様式
- (7) 法第9条第1項の規定による届出 第7号様式
- (8) 法第9条第3項の規定による届出 第8号様式

2 次の各号に掲げる申請等は、それぞれ当該各号に定める様式を、所長を経由して、知事に提出することにより行うものとする。

- (1) 法第13条第1項の規定による裁定の申請 第9号様式
- (2) 法第14条第1項第4号の規定による異議の申出 第10号様式
- (3) 法第17条第1項の規定による施設管理権の存続期間の延長に関する裁定の申請 第11号様式
- (4) 法第17条第2項の規定により、読み替えて準用される法第14条第1項第4号の異議の申出 第12号様式

(身分証明書)

第3条 法第18条第4項に規定する証明書は、第13号様式（同条第1項又は第2項の規定により委任した者にあつては、第14号様式）によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 第1号様式にあつてはため池の保全に関する条例施行規則（昭和41年香川県規則第88号）第1号様式を、第2号様式又は第3号様式にあつては同規則第2号様式を、第6号様式にあつては同規則第4号様式を、当分の間、それぞれ修正して使用することができる。

(ため池の保全に関する条例施行規則の一部改正)

- 3 ため池の保全に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(書類の提出部数)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>(適用除外)</u></p> <p><u>第8条 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号。以下「法」という。）第2条に規定する農業用ため池については、条例第4条及び第6条の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>2 法第7条第1項に規定する特定農業用ため池については、条例第5条の規定は、適用しない。</u></p>	<p>(書類の提出部数)</p> <p>第7条 略</p>

農業用ため池の届出書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

届出者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊞

住 所

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第1項／附則第2条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

ふりがな					
ため池の名称					
ため池の所在地					
所有者	氏名(名称)				
	住 所				
	代 表 者 (法人の場合)				
	共 有 者		他 名(別紙)		
管理者	氏名(名称)				
	住 所				
	代 表 者 (法人又は団体の場合)				
	管理の内容				
	管理の権限の種類	委任・賃借・共同(入会)・その他(事務管理など)			
堤高(m)		堤頂長(m)		総貯水量(m ³)	

[添付書類]

- (1) 法人の定款又は寄附行為の写し（所有者または管理者が法人である場合）
- (2) 団体の規約等（管理者が法人でない団体である場合）
- (3) その他参考となるべき書類

[備考]

- 1 附則第2条第1項は、既存農業用ため池の所有者等が県知事へ届出を行う場合
- 2 管理の権限の種類は、該当する項目を○で囲むこと。
- 3 管理者は、所有権以外の権限に基づいて管理を行う者である。

第2号様式（第2条関係）

農業用ため池の変更届出書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

届出者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住 所

㊟

電話番号

農業用ため池に関する届出事項に変更が生じたので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第2項前段（附則第2条第2項）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 変更の年月日
- 4 変更の内容
- 5 変更の理由

【備考】

附則第2条第2項は、既存農業用ため池の所有者等が都道府県知事へ届出を行う場合

第3号様式（第2条関係）

農業用ため池の廃止届出書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

届出者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住 所

㊞

電話番号

農業用ため池を廃止したので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第2項後段の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 廃止の年月日
- 4 廃止の理由
- 5 廃止後のため池、敷地の利用計画

第4号様式（第2条関係）

未届の農業用ため池の通知書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

市（町）長



下記の農業用ため池について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律附則第2条第1項の規定による届出がされていないと認められるので、同条第4項の規定により通知する。

記

1 農業用ため池の名称

2 農業用ため池の所在地

3 その他必要な事項

【備考】

「その他必要な事項」の欄には、市町が把握している当該農業用ため池の所有者等の情報を記載する。

第5号様式（第2条関係）

特定農業用ため池の指定の申出書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

住所

氏名

印

下記の農業用ため池について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第1項に規定する要件に該当し、特定農業用ため池として指定する必要があると思料しますので、同条第4項の規定により申し出ます。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 申出の理由
- 4 申出人の利害関係の内容

第6号様式（第2条関係）

特定農業用ため池における行為 許可申請 協議書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

申請者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住 所

㊦

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第8条第1項第3項の規定に基づき、下記の行為について許可を申請協議 します。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 行為の内容及び施行方法
- 4 行為の着手予定年月日
- 5 行為の完了予定年月日
- 6 その他必要な事項

【備考】

- 1 許可申請 第1項 許可を申請 協議 第3項 協議 については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 行為の計画については、行為の内容の記述の末尾に、「（計画の詳細は、別様の計画書及び計画図等による）」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を添付すること。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、当該行為を行うことについて、森林法、地すべり等防止法、河川法、砂防法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

特定農業用ため池の防災工事計画届出書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

届出者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住 所

㊞

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第9条第1項の規定により、下記のとおり防災工事に関する計画を届け出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 防災工事の種類
＜老朽化対策・豪雨対策・耐震化対策・廃止・その他＞
- 4 防災工事の内容及び施行方法
- 5 防災工事の着工予定年月日
- 6 防災工事の完了予定年月日
- 7 その他必要な事項

【備考】

- 1 防災工事の種類は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 防災工事の内容及び施行方法については、概要の記述の末尾に「（計画の詳細は、別様の計画説明書及び計画図等による。）」と記載し、それぞれ必要な計画説明書及び図面等を別様とすること。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、当該行為を行うことについて、森林法、地すべり等防止法、河川法、砂防法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 4 本届出書は、防災工事に着手する日の30日前までに届け出ること。

第8号様式（第2条関係）

既施行の特定農業用ため池の防災工事計画届出書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

届出者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊞

住 所

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第9条第3項の規定により、下記のとおり防災工事に関する計画を届け出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 防災工事の種類
＜老朽化対策・豪雨対策・耐震化対策・廃止・その他＞
- 4 防災工事の内容及び施行方法
- 5 防災工事の着工年月日
- 6 防災工事の完了予定年月日
- 7 その他必要な事項

【備考】

- 1 防災工事の種類は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 防災工事の内容及び施行方法については、概要の記述の末尾に「（計画の詳細は、別様の計画説明書及び計画図等による。）」と記載し、それぞれ必要な計画説明書及び図面等を別様とすること。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、当該行為を行うことについて、森林法、地すべり等防止法、河川法、砂防法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 4 本届出書は、当該農業用ため池が特定農業用ため池に指定された日から30日以内に届け出ること。

裁定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

市（町）長



農業用ため池の管理及び保全に関する法律第13条第1項の規定により、下記のとおり裁定を申請する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 特定農業用ため池の管理及び保全の現況
- 4 その他参考となるべき事項
 - (1) 探索の実施状況
 - (2) 市町に特定農業用ため池の施設管理権を設定することが必要かつ適当と認める理由

裁定の申請に係る異議申出書

年 月 日

香川県知事 殿

住所

氏名

㊞

年 月 日付で公告（通知）のあった市（町）長による申請について、下記のとおり異議を申し出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 申出者による特定農業用ため池の管理の状況
- 4 申出の趣旨及びその理由
- 5 その他参考となるべき事項

[添付資料]

申出者の所有権を証する書類

施設管理権の存続期間の延長に関する裁定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

市（町）長



農業用ため池の管理及び保全に関する法律第17条第1項の規定により、下記のとおり裁定を申請する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 特定農業用ため池の施設管理権の存続期間を延長することが必要かつ適当と認める理由

施設管理権の存続期間の延長に関する裁定申請の異議申出書

年 月 日

香川県知事 殿

住所

氏名

印

年 月 日付で公告（通知）のあった 市（町）長による申請について、下記のとおり異議を申し出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 申出者による特定農業用ため池の管理の状況
- 4 申出の趣旨及びその理由
- 5 その他参考となるべき事項

[添付資料]

申出者の所有権を証する書類

表

第 号	身 分 証 明 書
所 属 :	
氏 名 :	
上記の者は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第18条の規定により、農業用ため池及び他人の占有する土地に立ち入って測量若しくは調査をする職員であることを証する。	
有 効 期 限 :	年 月 日から 年 月 日まで
発 行 年 月 日 :	年 月 日
発 行 者 :	香川県知事 印

裏

農業用ため池の管理及び保全に関する法律抜粋
(報告徴収及び立入調査)

第18条 都道府県知事は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、農業用ため池の所有者等に対しその管理の状況に関する報告を求め、又は当該職員若しくはその委任した者に当該農業用ため池に立ち入らせ、測量若しくは調査を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項に定めるもののほか、第七条第一項の規定による指定その他の処分をするため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、当該職員又はその委任した者に立ち入らせることができる。

3 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第一項又は第二項の規定により立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第二項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

6 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 都道府県は、第二項の規定による立入りによって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

8 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による立入りについて必要があると認めるときは、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

表

第	号	身 分 証 明 書	
	所 属 :		
	氏 名 :		
上記の者は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第18条の規定により、農業用ため池及び他人の占有する土地に立ち入って測量若しくは調査をするため委任された者であることを証する。			
有 効 期 限 : 年 月 日 から 年 月 日 まで			
発 行 年 月 日 : 年 月 日			
発 行 者 : 香川県知事			印

裏

農業用ため池の管理及び保全に関する法律抜粋
(報告徴収及び立入調査)

第18条 都道府県知事は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、農業用ため池の所有者等に対しその管理の状況に関する報告を求め、又は当該職員若しくはその委任した者に当該農業用ため池に立ち入らせ、測量若しくは調査を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項に定めるもののほか、第七条第一項の規定による指定その他の処分をするため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、当該職員又はその委任した者に立ち入らせることができる。

3 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第一項又は第二項の規定により立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第二項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

6 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 都道府県は、第二項の規定による立入りによって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

8 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による立入りについて必要があると認めるときは、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。